

令和6年第4回江北町議会（定例会）会議録						
招集年月日	令和6年9月9日					
招集場所	江北町議場					
開散会日時及び宣言	開議 散会	令和6年9月11日 午前9時00分 令和6年9月11日 午後12時00分			議長 井上 敏文	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	酒井 明子	○	6	土渕 茂勝	○
	2	古賀 里美	○	7	池田 和幸	○
	3	田村 康	○	8	西原 好文	○
	4	江頭 義彦	○	9	田中 宏之	○
	5	三苦 紀美子	○	10	井上 敏文	○
会議録署名議員	4番	江頭 義彦	5番	三苦 紀美子	6番	土渕 茂勝
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	山田 恭輔	○	地域振興課長	宮本 大樹	○
	副町長	山下 宗人	○	基盤整備課長	武富 和隆	○
	教育長	吉田 功	○	会計室長	山崎 久年	○
	総務政策課長	山中 博代	○	こども教育課長兼 学校づくり推進室長	本村 健一郎	○
	町民生活課長	吉原 和彦	○	国スポ推進室長	坂元 弘睦	○
	健康福祉課長	一ノ瀬 和義	○			
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	大島 浩二				
	書記	百武 久美子				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

▽令和6年9月11日

日程第1 一般質問

## 一 般 質 問 （ 令 和 6 年 9 月 定 例 会 ）

氏 名	件 名 （ 要 旨 ）
土 渕 茂 勝	1. 非正規雇用「会計年度任用職員」の待遇改善を求める 2. 県の文化財候補になっている岩見屋の保存について 3. 郷土資料館の建設について

日程第2 議案第26号 江北町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第27号 江北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第28号 江北町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第29号 町道路線の認定及び廃止について

日程第6 議案第30号 令和6年度江北町一般会計補正予算（第2号）

日程第7 議案第31号 令和6年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第32号 令和6年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第33号 令和6年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第34号 令和6年度江北町下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第35号 令和5年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第36号 令和5年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 議案第37号 令和5年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 議案第38号 令和5年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 議案第39号 令和5年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 請願第1号 日本政府に、核兵器禁止条約に参加・調印・批准を求める意見書を採択するよう求める請願

---

### 午前9時 開議

#### ○井上敏文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和6年第4回江北町議会定例会会期3日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問に引き続き、総括審議、委員会付託となっております。

皆様に報告いたします。これまで体調不良のため欠席されておりました、本村こども教育課長が本日から出席されております。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

#### 日程第1 一般質問

#### ○井上敏文議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、会期2日目に引き続き質問表の順序に従い、発言を許可いたします。

6番土淵茂勝君の発言を許可いたします。御登壇願います。

#### ○土淵茂勝議員

おはようございます。日本共産党の土淵茂勝です。

今日は、江北町職員の非正規雇用、いわゆる会計年度任用職員の待遇改善を求めるということで質問をしたいと思います。

この問題は、昨日の1番池田議員がこの問題で質問をいたしました。概略皆さんも理解をされていると思いますが、別の角度から質問をしていきたいと思います。

現在、非正規雇用の増加が低賃金構造を拡大して、日本を賃金が上がらない国にしまいました。そのことが経済の長期停滞の大きな原因ともなっております。また、非正規雇用の7割は女性であり、男女賃金格差を広げジェンダー平等を阻害しております。その差別の解消に町としても取り組むべきだと思います。そういう観点から質問をしたいと思います。

会計年度任用職員、この言葉の意味について、昨日の答弁の中で、これが実施されたのは令和2年、そして、会計年度任用職員にも地方公務員法が適用されるということが答弁として行われております。私はこの質問書を書く中で、そのことを十分理解しないまま出しております。

しかし、改めて会計年度任用職員という言葉の意味、この意味は、若干これまでの非正規雇用改善をしていく、そういうことが図られたということは理解をしました。同時に、この会計年度任用職員は、一般の職員と違って非正規職員の面を持っております。だから、前進面、改善された面と同時にマイナス面があります。今日はその前進面について質問をするということになります。

現時点で会計年度任用職員の数と全職員の中で占める割合、さらに、会計年度任用職員の中で女性の占める割合について質問をしたいと思います。

皆さんのお手元に資料を出しております。それを見ながら答弁を聞いていただきたいと思います。

資料1は、町職員の実数、資料2は、これは後で質問しますけれども、幼児教育センターの雇用実数、これを資料として出しております。

では、課長お願いいたします。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。今回は土淵議員から、会計年度任用職員の処遇改善ということで御質問をいただいております。この後、総務政策課長のほうから実数などは御説明をさせていただきたいと思いますが、非正規職員、言ってみれば公務部門ということだけではなくて、民間企業も含めた非正規職員の、社員の労働者の処遇改善ということに情熱を傾けて取り組んでいただいていることは心から敬意を表したいというふうに思います。

そういう中で、先ほども御紹介いただいたように、今回御質問いただいている会計年度任用職員というものを、そうした中で同じように非正規という捉え方をして議論をしていいものかどうかというふうに思っております。

といいますのも、議論の中でも申し上げましたとおり、毎会計年度ごとに任用をされるということとか、また、勤務時間が月一金の7時間45分の5日間ということではないというだ

けであって、基本的には地方公務員法の適用を受けるわけでありまして、今回またなされました人事院勧告の対象にもなりますので、当然同じように、自動的にとは言いませんけれども、処遇の改善もされると。

それと男女比はそれぞれやっぱりあるんだろうと思います。これもこれまで議論したように、それぞれによって働き方、どういう働き方をしたいかというニーズそのものが、働く側のニーズも多様化しておるものですから、そういう中で多様な働き方のニーズに対する答えの一つが会計年度任用職員の制度なんじゃないかなというふうに思っておりますものですから、全体の非正規職員と言われている、公務、民間関係なくという中で捉えるのは、自分としてはちょっと違うのかもしれないなというふうに思っております。

名前が、これも言ったように、会計年度任用職員ということであって、町としては、これから総合職、一般職、さらに言うならば、まず一般職として任用ということをやっていくようなことを組み合わせることで、働く側にとっても、早期退職みたいなことを防げるということにもなるんじゃないかなというふうに思っております。これから議論させていただく前提として、その非正規職員というくくりではなかなか言えないところがあるというふうに思っておりますし、今、議員のほうからもそういう前提でというようなことでおっしゃっていただいたように聞こえたものですから、それは大変ありがたいというふうに思いますので、ぜひ実りある議論になればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

#### ○総務政策課長（山中博代）

皆さんおはようございます。ただいまの土淵議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目、現時点での会計年度任用職員の数と全職員に占める割合ということでございます。

令和6年8月1日時点での会計年度任用職員の人数は55名でございます。全職員156名、常勤職員95名、再任用職員6名、会計年度任用職員55名ということで、全職員156名に占める割合は35.3%ということになっております。

また、会計年度任用職員のうち女性の占める割合は、43名ということで78.2%でございます。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

6番土渕君。

**○土渕茂勝議員**

私の資料では、計算のやり方は同じなんですけれども、私は全職員の中で会計年度任用職員の占める割合は35.2%としておりますけど、繰り上げたということでしょうね。大きな差はありません。私の資料も間違いはないということで確認をしたいと思います。

次に質問をいたします。会計年度任用職員の中には、フルタイムとパートタイムがありますが、勤務時間や勤務年数など、どのようになっておりますか。また、賃金をはじめ、待遇は正規の町職員とどのように違うのか、フルタイムとパートタイムそれぞれについて、分かる範囲で説明を求めたいと思います。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。総務政策課長。

**○総務政策課長（山中博代）**

土渕議員の御質問にお答えしたいと思います。

勤務時間と勤務年数ということでございますけれども、昨日の答弁に重ねてとなります。

まず、フルタイムについては、常勤職員と同様、1週間当たりの勤務日数が週5日、1日当たりの勤務時間が7時間45分となっております。

次に、パートタイムについては、庁舎内、庁舎外、また職種によって違いはありますが、1週間当たりの勤務日数が週3日から週5日、1日当たりの勤務時間は3時間から7時間45分となっております。

なお、勤務年数については、一会計年度を超えない範囲での任用となりますので、毎年度4月から3月末までの一会計年度以内の任期ということになります。

また、フルタイムもパートタイムも同じ職務内容の職で、翌年度も勤務いただく場合には、所属課長等の評価を経まして再度の任用も可能ということになっております。

任用については、常勤職員と同様に、地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので、懲戒処分等の対象となりますけれども、常勤職員と大きく違うのは任期の定めがあるということ、そしてパートタイムにおいては副業制限がないということでございます。

処遇については、常勤職員と同じ給料表で、期末手当だけでなく勤勉手当の支給もござい

ますし、特別休暇も取得できますので、常勤職員と会計年度任用職員で大きな違いはないと  
いうことでございます。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

6番土淵君。

**○土淵茂勝議員**

先ほどの町長の答弁とも少し絡んでいきますけれども、会計年度職員は1年ごとの契約と  
いうことになります。そのことを私は非正規雇用の形態の一つとして位置づけているわけ  
です。

もちろん、これまでの非正規とは違って、若干の改善がされたことは認めております。

しかし、これは、もう少し後で言おうと思いましたがけれども、町長が非正規雇用について  
の捉え方について違うんじゃないかということを言われましたので、ここで私がなぜこれを  
非正規雇用の一つの形として見ているかということですが、先ほども言われましたよ  
うに、会計年度任用職員は地方公務員法が適用されるということになっております。同時に  
失われたものがあるということを私は言いたいと思います。それは労働基本法、最低賃金法、  
ストライキ権、それからパートタイム有期雇用労働法、不合理な労働条件を禁止した労働契  
約法第20条などの適用が除外されております。この点は町長も御存じだと思います。

だから、私は正規の職員と比較する中で、やっぱり非正規労働者の一つの側面、問題  
を持っているというふうに考えております。町長、後でまた言ってくださいね。

そういう認識です。そういう意味で私は非正規労働者という表現をしております。でも、  
言葉としては会計年度任用職員ということですね。

少し先に話を進めていきたいと思いますが、3つ目に、会計年度任用職員の待遇改  
善の一つとして今年の3月議会で条例が改正され、令和6年度から勤勉手当が支給されるよ  
うになりました。先ほど課長の答弁でありましたけれども。実施対象になったのは55人全  
ての人たちですか、また8月には地域別最低賃金を900円から956円に引き上げられましたが、  
それが反映されるのかどうか、お聞きしたいと思います。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。総務政策課長。

**○総務政策課長（山中博代）**

土渕議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員が言われるように、本町におきましても、令和6年3月議会において条例改正を行いまして、令和6年度から会計年度任用職員へ勤勉手当の支給が可能となりました。

勤勉手当については、令和6年6月期において、会計年度任用職員55名のうち基準を満たさなかった3名を除く52名に支給をしております。

支給率については、常勤職員と同じく6月期、12月期ともに1.025月分でありまして、年間2.05月分となっております。

また、地域別最低賃金につきましては、最低賃金法の規定に基づき都道府県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金といたしまして、各都道府県に一つずつ、全部で47件の最低賃金が定められております。

一方、会計年度任用職員の給与につきましては、地方公務員法が適用されておりまして、常勤職員と同じ給料表を用いますので、佐賀県人事委員会勧告及び人事院勧告を踏まえて決定をしております。

なお、佐賀県人事委員会勧告については、民間給与と給与水準の均衡を図ることを基本となされておりまして、間接的には最低賃金についても考慮をされているものであります。

以上でございます。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

今なお、まだ認識に少し隔たりがあるようであります。先ほどの土渕議員の御主張でいけば、今回、会計年度任用職員になったことによって適用を受けなくなった先ほどの最低賃金であるとか、また、労働権のことも言われましたけれども、だから非正規だと捉えているとおっしゃいましたけれども、それはやはり違って、新しく地方公務員法の適用をきちんと受けるようになられたということに伴って地方公務員としてのいろんな制約があります。そして、その代わりに今御紹介したような人事委員会勧告の制度もあるわけですね。だって、そうしないと今の土渕議員の御主張でいけば、もともといる職員全員が非正規ということになります。もともとそういう制限がかかっているわけですからですね。

ですから、やはり今回、会計年度任用職員の制度が導入されたということは、きちんと地方公務員法の適用を受けるようになって、公務員の人事体系の中に明確に繰り組み込まれた

というふうに御理解いただかないと、多分論理的に、そしたら公務員は全員非正規化ということに今のお話だとなってしまうので、ぜひそこは御理解をいただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

以上です。

**○井上敏文議長**

6番土淵君。

**○土淵茂勝議員**

そういう捉え方もあるというふうに思いますけど、私が言った、失ったものがあるということは、これは事実ですからね。だから、そのことで町の正規の職員もそこに入るんじゃないかという、それはちょっと論理の飛躍かなと思っています。そのことはいいですね。

もう少し質問をします。先ほどの課長の答弁で、勤勉手当の対象55人のうち3名が対象にならなかったと、その基準に達しなかったという、その基準というのはどういうことなのかというのを一つお聞きしたいと思います。

もう一つは、最低賃金との関係で、私が今回の最低賃金の改定に伴って質問をしましたが、それは該当しないと、公務員に準ずるというか、公務員法が適用されたからですね。そしたらこういうことになりますね。だから、その面ですけれども、地方公務員には労働基本制約の代償措置として人事委員会の給与勧告制度が設けられていますね。これは4月遡及というふうになっております。4月に遡って支給するということですね。それも対象になっているのかどうかですね。

令和2年から会計年度任用職員のこの制度ができたですね。その中で人事委員会の給与勧告というのが、この5年間の間にあった場合に、当然、会計年度任用職員の給与にも変化が出てくると思いますけれども、それは変化があったのかどうかをお聞きしたいと思います。

今、2つ聞きました。1つは、対象にならなかった3人の問題、そして、人事院勧告が会計年度任用職員にも反映されるのかどうかということですね。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

先ほど課長が基準を満たさなかったというのは、当然一定の勤務日数なり勤務時間があって初めて期末手当、勤勉手当ですね、御質問いただいたものが支給されるわけですから、

当然その勤務日数とか時間によっては、それを満たさない方もおられます、働き方はいろいろですから。ですから、勤務時間が勤勉手当の支給対象の時間に満たなかったから対象にならなかったというだけで、何か同じ条件で対象になった、ならなかったというわけじゃないので、そこはぜひ誤解がないようにしてください。

それと、もう既にそういった佐賀県の人事委員会の勧告が、今年度はまだやっておりません。まだですね、これは大体12月頃にやりますから。ですから、例えば人事委員会勧告で4月から遡及適用しますという勧告であれば、江北町もそれに準じてやるということですから、それについて言えば、先ほどから申し上げているように地方公務員なわけですから、同じように江北町としての給与改善については、佐賀県の人事委員会勧告に準じてする、しないということを決めているわけです。その中で、4月から適用ということであれば、4月から同じようにするというだけでありますので、それは毎年毎年の勧告の内容によっても違いますけれども、そこについて会計年度かどうかということで差はないというふうに御理解いただいたらいいかと思います。

以上です。

**○井上敏文議長**

6番土淵君。

**○土淵茂勝議員**

そこで、会計年度任用職員の制度ができてから今年で5年目ですかね。その間に人事院勧告があって、今、町長が言われたように会計年度任用職員の給与の改定と、それから4月遡及、そういうのがきちっとされたかどうか、それをちょっと確認したいと思います。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。総務政策課長。

**○総務政策課長（山中博代）**

土淵議員の再質問にお答えしたいと思います。

会計年度任用職員への人事院勧告の適用があったかどうか、過去5年間でということでございますけれども、勤勉手当については今年度から適用ということになっておりますので、今年度、佐賀県の人事委員会勧告がございましたら、それに準じて適用する形ということになります。

期末手当についてはこれまでもございましたので、これまでも改定をしているということ

で御理解いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

**○井上敏文議長**

6番土淵君。

**○土淵茂勝議員**

そういう答弁であるなら、人事院勧告があってやっていく、5年目になりますけど。その間、人事院勧告でされたことについては、会計年度任用職員は対象外になっているという捉え方になりますけど、どうですか。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

少しだけ補足といいましょうか、修正というか、させていただきたいと思います。

令和4年度の給与改定だったと思います。このときは会計年度任用職員については、ほかの職員と同じように改定はしませんでした。というのは、県内の市町も調べてみましたら、同様に改定をするところとしないところがあったんですよね。何でしなかったかということ、この間の質疑の中でも言いましたけれども、今までと何ら仕事が変わらないのに、そのまま全て処遇を上げるというのはやっぱり違うんじゃないかという議論をしたんですよね。そういう中で、ほかの市町も調査をした中で、やっぱり上げるところ、上げないところがあったもんですから、そのときだけは、給与改定は会計年度任用職員についてはしませんでした。やはりこれから長い目を見たときに、この間も言いましたけど、今までは制度導入期、移行期ですね。ただ、これから活用期となったときに、ここにやっぱり区別をしちゃいけないだろうと。それは処遇に差をつけるんじゃないかと、働きのほうを合わせていただくことが大事なんじゃないかということで、それ以降については、人事委員会勧告があって、それに準じて最終的に給与改定をするということであれば、そこに差は設けないようにしております。

です。ので、特に今年度からはそうした今まで以上に、恐らく公務に対してコミットをしていただくとか、災害の対応であるとか、時間外であるとか、そういうことも、要は会計年度かどうかの区別なくやっていただきますよねということを前提に、改めて任用させていただくのと併せて、処遇改善についても、そこには差をつけずにやるということでやらせていただいていますけど、令和4年度の給与改定のときは、今申し上げたように同じように0.23%

だったと思いますけれども、上げていないということは1回だけありました。

以上です。

**○井上敏文議長**

6番土淵君。

**○土淵茂勝議員**

地方公務員が賃金を改定する場合には人事院勧告、私はこれをきちっと守るべきだと思うんですよね。今の答弁は、それは一般の職員もできていなかったから会計年度職員も対象にならないというふうになるわけですね。だから、ここでは人事院勧告はきちっと守ってほしいというのを一言言って、次の質問に入りたいと思います。

何か分からなかったので質問ですけれども、これはどういう質問かという、この資料1を見れば、町職員の実数というのは、条例定数120というのがありますね。そして現在、実際は、合計でいいますと156人、だから36人はオーバーするというふうになるんですけれども、私はここで聞きたいのは、条例定数というのと実数との違い、こういうのは別にあっても問題ないのかどうか、そして、オーバーする部分というのはほとんど全部が会計年度任用職員になります。

だから、条例というのはどういう——町長、条例というのは、超えて雇用がされているわけですから、これを私は必要ないということを言っているんじゃないかと、この定数と実数との違いというのはあっていいのかどうか、このところがよく分からないので、お聞きします。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

それを御説明するためには、言葉としては、定数と定員という言葉があるということをちょっと御理解いただいたほうがいいかなというふうに思います。

定数というのは、まさに定められた数ということですので、要は江北町で、この人数を超えちゃいけないよというのが定数です。それを決めているのが定数条例であって、条例に書かれているのが条例定数ということなんですよね。

ただ、この公務部門で働く者全員のことを書いてあるわけではなくて、先ほど非正規の話をしましたけれども、今、会計年度任用職員は非常勤ということになっています。条例で定

めなければいけない定数は常勤職員の定数を書いてあるんですよね。ですから、私自身も実はかつて仕事で定数管理、定員管理をしていたことがあるんですけども、かつては、バブルの頃はもう公務部門の職員の公務員数の肥大化みたいなことが言われて、やはりそれにキャップをはめる意味で、それぞれにいろんな定数で、上限はここですよというのが決められておりましたけれども、実際、条例定数いっぱい採用をしている職場はなかなかありません。というか、基本的にないと思います。その中でやっていくと。

ただ、あくまでも、その中で管理されるのは、先ほど言いました常勤職員の定数なものですから、今の会計年度任用職員などはこの定数の中には入っていないんですよね。

ですから、実際どのくらいの人が働いていて、どのくらいの人件費がかかっているかというのは、先ほどの定員のほうでやはり管理をしていく必要があるということで、国のほうでは毎年定員管理調査というも行われています。そして、江北町と同じような、人口規模の役所に比べて職員の数がどうなのかということも比較するようになっておまして、そういう意味では定数というよりもやっぱり定員管理をしっかりしていくということでもあります。

改めて言いますけれども、条例定数の中には入らないものですから、今、実際、公務部門で働く職員の数がこれを超えているからといって定数条例に反するというわけではないということは御理解いただきたいと思います。

最後もう1個言いますけど、わざわざ条例定数とか定数条例というのが何なのかということに多分これからなっていくんじゃないかなと思います。やはりしっかり管理をしていくためには、条例定数じゃなくて定員として管理していくということが大事だろうと思っています。

以上です。

**○井上敏文議長**

6番土渕君。

**○土渕茂勝議員**

多分そういうことではないかなと思いましたが、ただ、そうなると会計年度職員は正規の職員とは違ってやっぱりそこには違いができています。

もう一つ聞きますけど、再任用の6名という方はこの定数の中に入りますか。さっき町長が言われた、正規職員の中に再任用も入るかということですね。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。総務政策課長。

**○総務政策課長（山中博代）**

土淵議員の御質問にお答えしたいと思います。

再任用職員6名のうち、フルタイムの職員1名が対象となるということでございます。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

先ほど条例定数の話、今回定数内かどうかということで、さっきフルタイムが入っているということでしたけれども、なぜかという、もともと地方自治法に、我々地方公共団体は条例を決めて定数を管理することになっています。第172条第3項に「職員の定数は条例でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。」ということになっておりますものですから、先ほど言った非正規じゃなくて非常勤ということになっているので、今、会計年度任用職員は入っていませんけど、実際、この間御紹介したように、もう6割を超える会計年度任用職員が任用されているようなところもあるわけですから、やはりここもきちんと管理をしていく必要があるというのが自分自身の考え方であります。

以上です。

**○井上敏文議長**

6番土淵君。

**○土淵茂勝議員**

少し話を進めていきたいと思えます。

定数のことについてはよく分かりました。それと、会計年度任用職員との関係というのも矛盾になってきているんだろうと思えますけれども。

次は、こども教育課本村課長にお聞きしたいと思いますけれども、保育の現場などで、保育現場だけじゃないんですけれども、保育の現場などでフルタイムの業務量があるにもかかわらず、勤務時間を15分短くするフルタイム逃れの実態が国会で問題になっておりました。そういう事例は江北町にはないと思えますけれども、どうでしょうか。答弁できますか。

**○井上敏文議長**

よろしいですか、こども教育課長。（「なかったら、ないと言ってもらった方がいいんです

け」と呼ぶ者あり)

**○こども教育課長（本村健一郎）**

おはようございます。土淵議員の御質問にお答えします。

フルタイム逃れがあるのかということでありますけれども、幼児教育センターにおいてはそういったことはありません。（「ないということですね」と呼ぶ者あり）はい。

以上です。

**○井上敏文議長**

6番土淵君。

**○土淵茂勝議員**

この部分の最後の質問になります。これは町長に質問ですね。会計年度任用職員についてのどのような認識を持っておられますかと、これはる言われましたので、これは結構です。その後のことですね、行政の持続性の担保に向けて、また男女賃金格差、ジェンダー平等の観点から、会計年度任用職員の中のパートをフルタイムにする、フルタイムを正規の職員にする、こういう必要があるんじゃないかと思えますけれども、そういう考えはありますか。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

2つ言われた、前段は私も同じ意見でありますし、後段について言えば、今回いろいろ会計年度任用職員についての認識も全体として大分深まったんじゃないかなというふうに思いますけれども、やはりそれぞれの働く意欲と能力と、そして実際働き始めてからはその努力によっていろんな処遇であるとか働き方があるんだろうというふうに思います。

実は、今年度やったかな、うちが希望降任制度を入れたのは、今回いろいろ議論の中で、実は偉くなりたくないとか、静かな退職とか、いろんなことを言いましたけれども、やはり仕事に対する思いも現在は大分変わってきているんだろうというふうに思います。そういう中で言えば、例えば、今は職員でいるけれども、やっぱり会計年度任用職員として働きたいなというような職員ももしかするといえるかもしれませんし、中には会計年度任用職員として働いているけれども、やはり総合職といいたまうか、のほうでも働きたいという、やっぱり柔軟なというかな、人事というのが大事なんだろうというふうに思います。

昨日も言いましたけど、もう一度役場に入ったからには、大概のことがない限りは定年ま

で勤めて、自動的に偉くなってみたいなのは今の時代はなかなかないということだと思いますので、やはり働く意欲、それと働き方、それと実際の実績によってそれぞれが平等に処遇されるような組織にしていきたいと思っております。

以上です。

**○井上敏文議長**

6番土淵君。

**○土淵茂勝議員**

確認ですけれども、いわゆるパートあるいはフルタイムの方でも正規の雇用を求める人についてはそれを受け入れるということ、そういう確認でいいですか。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

先ほど言ったように、会計年度任用職員も、私に言わせれば正規だと思っているものから、ただ、会計年度任用職員から通常という言い方はよくないですけど、職員として将来的に幹部候補としてもっとやっていきたいという方がおられれば、当然そういう方に門戸は閉ざしておりませんが、ただいかにせん、我々採用試験というものがあるものですから、そういう方だけ何の手続もなく移るといようなことは、あまりにも恣意的に人事を動かすということになると思いますので、当然そういう手続やルールがあった上であれば、ぜひそうやって、まず会計年度で働いてみて、これだったら、ぜひ自分の一生をかける、ささげる仕事としてやっていきたいという方については歓迎をしたいと思います。

以上です。

**○井上敏文議長**

6番土淵君。

**○土淵茂勝議員**

そういうことで、ぜひそういう方向を進めてほしいというふうに思います。

次に、幼児教育センターの問題について質問をしたいと思います。

幼児教育センターの資料を皆さんもお手元に御準備ください。幼児教育センターの雇用実態という資料を参考にしながら質問をしたいと思います。

会計年度任用職員の課別人数について、資料1の裏のほうに書いております。会計年度任

用職員の課で一番多いのが幼児教育センターです。そのほかにも、健康福祉課、それから小学校、中学校、こういうところは大体10人近い方がおられます。

フルタイムで一番多いのが、男性は1人もおられませんけれども、女性が8人、全部幼児教育センターです。

そこでちょっとお聞きしますけれども、幼児教育センターの雇用実態については、資料を見ていただければ分かりますけれども、現在、保育園、幼稚園合わせまして園児108名がおられます。それを保育園の職員の数で21名、幼稚園職員の数8名、合わせまして29名の職員で子供たちを見ていると、それぞれ分けてみるということではないというふうに聞いております。29名が気持ちを一つにして108名の幼児を育てていくというふうになっていると聞きます。

そこで、お聞きしますけれども、雇用実態ということで、まず派遣会社からの派遣社員が3名、町の職員が7名、会計年度任用職員が19名、この会計年度任用職員の中のフルタイムは7名、パートタイムは12名となっておりますけれども、保育士としての有無をお聞きしたいと思います。

それぞれの派遣社員、町職員、会計年度任用職員、会計年度任用職員の中のフルタイム、パートタイム、それぞれ保育士としての資格を持っておられる方について何人おられるか、お聞きしたいと思います。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。こども教育課長。

**○こども教育課長（本村健一郎）**

土渕議員の御質問にお答えします。

幼児教育センターの職員の保育士の資格の有無ということであります。

まず、派遣社員は、3名に対して有資格者が1名、町職員は、7名に対して有資格者が7名、会計年度任用職員は、19名に対して16名（148ページで訂正）が有資格者ということになっております。

以上です。

**○井上敏文議長**

6番土渕君。

**○土渕茂勝議員**

ちょっと確認ですけれども、派遣社員3名のうち2名というふうに言われましたかね、ちょっと確認をしたいと思います。

それと、この会計年度職員の19名のうち16人が資格を持っておられますけれども、フルタイムで何人なのか、パートで何人なのか、分かれば教えてください。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。こども教育課長。

**○こども教育課長（本村健一郎）**

再質問にお答えします。

すみません、先ほど私が、会計年度任用職員が16名というふうに申し上げましたけれども、17名の誤りでした。申し訳ありませんでした。

そのうちフルタイム、7名のうち7名が有資格者です。パートタイムは、12名のうち10名が有資格者となっております。

以上です。

**○井上敏文議長**

6番土淵君。

**○土淵茂勝議員**

私の耳がちょっとおかしいので、正確に聞こえていない面があります。派遣社員3名のうち、資格を持っている人は2名というふうに言われたですかね。

そこで、町長にこれからお聞きしますけれども、雇用実態というのは非常に複雑になっております。前から町長もこれは何とかしなきゃいかんという声は聞いておりますけれども、私はこういうふうに改善したらどうだろうかということで、これが正解かどうかは別として、一つは派遣社員を正規の職員にすると、2つ目はフルタイムの職員を正規の職員にすると、パートをフルタイム、さらに正規の職員にすると、こういう改善の必要を提案したいと思いますけれども、町長はこれはどういうふうに考えておられますか。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

先ほど申し上げたとおりなんですけど、土淵議員の基本的なお考えは、やっぱり使用者と労働者がいて、使用者の都合で雇用の形態をそれぞれ、御本人の意向とかに関係なく決めて

いるという前提でおっしゃっているような気がします。

私が就任した当時は、それこそ民間会社からの派遣の、いわゆる派遣の職員の方というのが大変多かったんですね。しかし、これそのものは保育所の運営の中で少し問題があるという指摘も受けておりました。というのは、委託をした会社から言われて来られているので、目の前でやってはおられるんですけど、組織の中の指揮命令系統には属さないというわけですよね。だから、変な話、目の前におられる方にいろいろお願いするときも、一回派遣元の会社に電話して、誰々さんに何とかしてもらいたいんですけどみたいなことがあるので、そういう指摘を受けておりましたので、私はやはりそういう意味では、特にその保育所の運営を派遣会社に担ってもらおうというのは、私は基本的に違うということで、それは一番最初から申し上げていたとおりであります。

その上で言いますと、今回、会計年度任用職員という制度が幸い入ったものですから、大分これまで派遣として来られて、業務委託の中で来られていた方が、会計年度任用職員のほうに大分移行されているというのが実情だというふうに思いますが、いろいろ御本人の都合も含めて、まだ3名は——まだというか、3名の方は以前と同じような形で今働いておられるということですから、そこは当然御本人との御希望、また、今は一応委託をしているということになっているものですから、委託会社との調整、いろんなことがある中で、やはりいろんな働き方ができるように、働き方というのは派遣だ何かだという意味じゃなくて、フルタイムとかパートタイムとかいうことを柔軟にできるように今だんだんなりつつあるんじゃないかなと思います。

さっきの使用者と労働者側で言えば、やはり労働される方の中にもいろんな働き方、短くていいという方もおられて、短くないと働けないという方もおられるものですから、そういうニーズにはしっかり応えていかんばいかなと思いますので、一律御本人の状況を見無視して全部フルタイムにしますということは私は申し上げられません。

以上です。

**○井上敏文議長**

6番土渕君。

**○土渕茂勝議員**

幼児教育センターの雇用の中で、会計年度任用職員の占める割合は65.6%あります。そのうち女性は94.7%になります。パートが63.1%。私は形を変えたジェンダー不平等、いわゆ

る女性差別があると思います。あります。その辺りはちょっと認識が少し違うんだらうと思うんですけども、ぜひそういう立場で幼児教育センターの雇用の改善を進めていってほしいということを述べまして、最後の部分を簡単に質問したいと思います。

この問題はまた後で、幼児教育センターの問題は引き続き取り組んでいきたいと思います。

もうあと4分ですね。4分ですので、もう一くくりにして質問をいたします。

県の文化財候補になっている岩見屋の保存について。

今年3月27日、江北町上小田観音下にある岩見屋の池園が県登録文化財として申請されています。江戸初期に造られ400年の歴史を持つ庭園で、町にある歴史的な貴重な財産ではないでしょうか。

保存会が支援者の中で準備されており、正式に保存会ができたらどのような支援ができるのか、検討を求めたいと思います。また、その活用も考えていただきたい。

もう一つは、関連してということじゃありませんけれども、最後にということで、郷土資料館の建設についても再度求めたいと思います。

町にある歴史的遺産などが倉庫にしまわれたままになっています。それを展示して、子供たちをはじめ町民が日常的に触れられるよう郷土資料館を新たに建設する必要があります。その考えを町長は持っておられるかどうか。古きをたずねて新しきを知る、これは孔子の論語から来ております。そういうこともあります。江北町の取組の最も遅れた部分ではないかと感じております。まず、部分的でもいいですので、月に1回ぐらい倉庫から取り出して適当な場所に展示することを提案したいと思います。

以上、簡単に質問をし、町長の答弁をお願いします。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

#### ○こども教育課長（本村健一郎）

土淵議員の御質問にお答えします。

まず1点目の、岩見屋の支援について。

これにつきましては、昨年12月でも質問をいただいているところですが、岩見屋については江戸時代初期に造られたもので、長崎街道、旧長崎街道を象徴する一つの貴重な文化財だと認識しております。

現在、町としての明確な位置づけはしておりませんが、今年6月（151ページで訂正）に

佐賀県の登録文化財として登録をされています。また、保存会がつくられている（152ページで訂正）ということについても把握をしております。

その上で、町としての支援ということですが、まず御存じのとおり、現在、江北町文化財保護条例に基づいて指定した文化財に対して管理費等の経費の一部を補助しております。

岩見屋の池園についても、町指定文化財の指定による支援は検討はできるものと考えています。

また、その他の方法としては、クラウドファンディングなどの支援を募る方法も考えられますので、そういった取扱いをしてくれる事業者、関係団体などへの取次ぎなどは町で対応できるかと思っております。

大変失礼しました。佐賀県の登録文化財の件につきましては、4月6日（191ページで訂正）だそうです。失礼しました。

2点目の郷土資料館については、昨年の12月にも土渕議員から御質問があつて、町として問題意識を持っているという答弁をさせていただいたところです。

その後の動きとして、今年の2月には佐賀城本丸歴史館において学芸員のアドバイスをいただいております。さらに、5月には現場を確認していただいております。また、6月には専門の業者が来庁して提案をいただいております。

今後整備を進めるに当たっては、現在の資料の歴史的価値を判断するために文化財保護審議会等への諮問、そういった専門的な視点を持って整理することが不可欠になってくるというふうに考えております。

以上です。

#### ○井上敏文議長

時間厳守でお願いします。時間が来ました。土渕議員これで終わりです。6番土渕君。

#### ○土渕茂勝議員

郷土資料館の件は、また引き続いて質問したいと思っております。

では、これで質問を終わります。どうも。

#### ○井上敏文議長

6番土渕茂勝議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時10分。

午前10時1分 休憩

午前10時10分 再開

**○井上敏文議長**

再開いたします。

先ほどの土淵議員の一般質問の中の答弁について修正の申入れがっておりますので、これを許可したいと思います。こども教育課長。

**○こども教育課長（本村健一郎）**

先ほどの土淵議員の御質問に対する答弁の中で、岩見屋の池園の保存会がつくられているということで申しあげましたけれども、現在、保存会の設立に向けて今準備中であるということで、まだできていないということでありましたので、その点について訂正をさせていただきます。申し訳ありませんでした。

**○井上敏文議長**

それでは、会期日程により、総括審議、委員会付託となっておりますが、ただいま請願第1号が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

異議なしと認めます。よって、請願第1号を日程に追加し議題とすることに決しました。

請願第1号を上程いたします。職員をして請願を朗読させます。大島議会事務局長。

**○議会事務局長（大島浩二）**

それでは、今期定例会に提出されました請願について朗読いたします。

（朗読省略）

**○井上敏文議長**

朗読が終わりましたので、請願第1号の趣旨説明を求めます。土淵茂勝議員、御登壇願います。

**○土淵茂勝議員**

それでは、請願についての趣旨説明を行います。

請願者は江北町下小田の武富義之さんです。江北町で長年、人権擁護委員として務められました。

紹介議員は、私、土渕茂勝です。

広島と長崎に原子爆弾が投下されて72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年9月20日には同条約への調印、批准、参加が開始され、2021年1月22日に発効しました。2024年1月15日現在、93か国が署名し、70か国が批准をしております。

核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断言しています。

核兵器禁止条約は、核兵器の開発、生産、実験、製造、取得、保有、使用と核兵器による威嚇まであらゆる活動を禁止しています。

条約は被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記しています。

核兵器禁止条約は、被爆者と共に私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。この核兵器禁止条約の規範力を強化して核兵器の使用を防ぐことが強く求められています。

江北町でも非核・平和宣言のまちを掲げ、その中で核兵器が全ての国から一日も早く廃絶されることを願い、ここに非核・平和のまちを宣言する、2001年9月21日としています。

今こそ、広島、長崎の原爆被害を体験した日本政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たなければなりません。そのあかしとして核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。

以上の理由で江北町議会として意見書を採択されるようお願いをいたしまして説明を終わりたいと思います。

#### ○井上敏文議長

以上で趣旨説明が終わりましたので、会期日程により、逐次議案の審議に入ります。

お諮りします。議案第35号から議案第39号までは令和5年度会計の決算の認定であります。つきましては、江北町議会委員会条例第4条の規定に基づき決算特別委員会を設置し、審査することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、令和5年度会計の決算審査については決算特別委員会を設置し、審査することに決しました。

しばらく休憩いたします。再開10時25分。

午前10時17分 休憩

午前10時25分 再開

**○井上敏文議長**

再開いたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、江北町議会委員会条例第5条第4項の規定により、議長にて指名したいと思います。

決算特別委員会委員の選任については、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員は全議員の10名と決しました。

次に、江北町議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、決算特別委員会の委員長及び副委員長が先ほどの休憩中に委員会において互選されておりますので、報告いたします。

決算特別委員会の委員長に池田和幸議員、副委員長に三苫紀美子議員、以上のとおり互選されました。

それでは、議事日程により、逐次議案の審議に入ります。

**日程第2 議案第26号**

**○井上敏文議長**

日程第2. 議案第26号 江北町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。6番土淵議員。

**○土淵茂勝議員**

一番新しい資料でいいですけど、マイナンバーカード取得者の数は今幾らになっていますか。

**○井上敏文議長**

町民生活課長。

**○町民生活課長（吉原和彦）**

土淵議員の御質問にお答えします。

8月25日現在で、人口が9,593名のうち、持たれている方、交付済み者は8,843人でございます。

以上です。

**○井上敏文議長**

よろしいですか。

ほかに。池田議員。

**○池田和幸議員**

12月2日から現行の保険証が使えなくなるということなので、それも関連していいですかね、マイナンバーと関連していますので。

この件につきまして、医療機関でカードリーダーがないところはなくなるわけですかね。私が聞いたところによりますと、まだ医療機関のほうでカードリーダーがないところもあったと聞きましたので、その辺のことは分かりますか。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。健康福祉課長。

**○健康福祉課長（一ノ瀬和義）**

医療機関のほうでは準備されているとは思いますが、うちのほうでまだ導入されていないところというのは把握しておりません。

**○井上敏文議長**

7番池田議員。

**○池田和幸議員**

調べるのは後でいいですけど、今回の議会で発表することはないんですけど、ただ、町民の方から持っていったときなかったというのを半年ぐらい前に言われたので、病院によって、そうやってまだ設置されていないところがあるんだなと思いましたので、後々調べていただきたいと思います。

以上です。

**○井上敏文議長**

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第26号は常任委員会に付託することに決しました。

### 日程第3 議案第27号

○井上敏文議長

日程第3. 議案第27号 江北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

これも先ほど同僚議員からの質問に関連するかもしれませんが、マイナンバーカードの中に保険証としての機能を備えられている方というのがどのくらい、その機能を取得されてる方というのが何名ぐらいいらっしゃるのか、分かればお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

今うちのほうで把握している国民健康保険でいきますと、1,742名中1,428名、82.6%の方が取得をされております。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

そしたら、一応マイナンバーカードを持っていてもこの機能を入れていないと、従来どおり紙の交付となるという考え方でよろしいんですかね。

○井上敏文議長

健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

持っておられて利用されていない方等については、12月2日以降には新たな保険証を発行

しませんので、今現在、8月1日から来年の7月31日まで使用できる被保険者証を発行しております。2日以降に紛失等された場合には資格証の発行という形になります。

以上です。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

よろしいですか。

ほかに。9番田中議員。

**○田中宏之議員**

先ほどの関連ですけど、マイナンバーカードと保険証が一体化済みの方に資格証の発行はしないということですかね。

**○井上敏文議長**

健康福祉課長。

**○健康福祉課長（一ノ瀬和義）**

うちのほうで2日以降に紛失された方については、先ほど申したように、資格証の発行、来年の7月ぐらいには持たれている方全員に資格証の発行はいたします。

**○井上敏文議長**

9番田中議員。

**○田中宏之議員**

実際、今私は病院に行ったときはマイナンバーカード保険証を利用していますが、そういったのは御高齢の方はなかなか使いづらいですよ。ですから、マイナンバーカードに保険証のひもづけをされている方にも資格証を発行してくれるんですかね。そこをはっきりと。ひもづけをされている方には発行をしないんですかね。

**○井上敏文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

今、田中議員の御質問の趣旨は、私はひもづけはしたくないと、もしくはしていないと、というのはいつも持ち歩かないで、やっぱり今までのように、保険証じゃないけど資格証をもらって、病院はそれを利用したい方がいらっしゃれば、ひもづけをあえてせず、資格証をもらって利用することができるのかと、そういう方には資格証をくれるのかという御質問ということでもいいですか。（発言する者あり）ひもづけしていても、ああ、分かったです。ひ

もづけしていてもわざわざこれを持っていかないで、資格証は別にくれるのかということですね。ということですか。（発言する者あり）

**○井上敏文議長**

健康福祉課長。

**○健康福祉課長（一ノ瀬和義）**

ひもづけをされていない方に発行をします。ただ、現にひもづけをされている方に対しては発行をしません、申請があれば、資格証を発行することになっているようです。

（184ページで訂正）（「了解です」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

よろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに。1番酒井君。

**○酒井明子議員**

特別な例かもしれないんですけども、例えば、私も子供も江北町に籍があります、主人が千葉のほうに籍がありまして、その場合、主人の会社で子供の保険証が発行されています。そういった場合のひもづけもきちんと町のほうでしていただけるものなのかどうなのか。そういう方もいらっしゃると思うんですよね。

**○井上敏文議長**

健康福祉課長。

**○健康福祉課長（一ノ瀬和義）**

ただいまの質問ですが、旦那様が加入されている健康保険組合のほうからその手続はされると思います。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第27号は常任委員会に付託することに決しました。

#### 日程第4 議案第28号

##### ○井上敏文議長

日程第4．議案第28号 江北町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

##### ○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分に審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

##### ○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第28号は常任委員会に付託することに決しました。

#### 日程第5 議案第29号

##### ○井上敏文議長

日程第5．議案第29号 町道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

##### ○西原好文議員

議運のときもお尋ねしたんですけど、今回、城ノ井樋～東分線について終点と起点が入れ替わりました。多分、国道側が起点になるんだろうというようなことで説明を受けましたけど、以前は起点が城ノ井樋～東分線ですよ。逆だったんですけど、その考え方で今後もよろしいのかということ。

今回新たに東分～下惣線となるわけですけど、今後の計画とすれば、今、東分線については、両サイドに歩道があり、道幅も広いし、そういった形状から今度新たに下惣までの線が延びるわけですけど、今後の計画として考えたときに、やっぱり改良の段階で歩道あたりの整備も考えられるのか、そこら辺が分かればよろしく願います。

##### ○井上敏文議長

基盤整備課長。

**○基盤整備課長（武富和隆）**

西原議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の起点、終点の違いということであります。

基本的には起点、終点の考え方としては、そこそこの自治体によって考え方が違うんですけれども、本町としましては、国道、県道、上位路線側を起点として考えております。前回、城ノ井樋～東分線は起点が町道側になっていたんですけれども、そこにつきましては私たちも基本的な考えが違っていたかなと思うので、今後はそういった形で起点を考えていきたいと考えております。

それと、今回、東分～下惣線を新たに認定するんですけれども、今現在、農道認定されているところがまだ歩道が設置されておられません。路線全体を見直して、整理が必要かどうかを今後検討していきたいと考えております。

以上です。

**○井上敏文議長**

8番西原議員。

**○西原好文議員**

前も話が出たと思うんですけど、町道と農道というのは構造的にも大きな違いがありまして、これから東分～下惣線に配送業者が入るといようなことで交通量あたりも増えるし、配送車の交通も増えると思うんですよね。やっぱり今のままの状態でいけば、旧農道側というのは傷みが早いと思うので、改良等の計画というのは早急にしてもらったほうが私はいいいと思います。今回せっかく町道認定といようなことですので、そこら辺の構造まで踏まえてぜひ早急に改良していただきたいと思っております。答弁はよろしいです。

**○井上敏文議長**

答弁は要らないということですが（「補足をさせてください」と呼ぶ者あり）山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

見てみると、路線名のつけ方は今までばらばらでした。城ノ井樋～東分線だけの話じゃなくてですね。だから、そこはこれからきちんとやっぱり一定のルールを持ってやっていかんばいかんといことの手始めだと御理解をいただいたらいいかなと思います。

先ほど西原議員から御指摘あったように、道路も全部同じじゃなくて、例えば、直轄国道は2つの県をまたがって大きな都市を結ぶとか、それ以外の国道は県内の大きな都市を結ぶ

とか、やっぱりそういうそれぞれの格があるもんですから、町道の中にもそういうものがありますので、そうしたことも1回全体を整理して、きちんとこういう考え方でこれからはいきたいということをしてしたいと思います。今回その1回目なもんだから、今全部そうなっているわけではないと、これからはそうさせてもらいたいということです。

それと、先ほどの町道の話ですけど、町道にしたからというよりも、そういう少しグレードを上げるために今回町道に認定をさせていただきたいと思っております。先ほど御紹介あったように、大きな運送会社はその路線に開業されるということを受けてであります。ただ、今度その歩道云々ということは、だから、2段階かなとは思っているんですよ。まず、路面の整備を少しする必要があるということと、当然、それだけの交通量があれば、歩行者の数がどのぐらいなのかということで、きちんと歩車分離みたいなことを対応する必要があるのかという2段階でそこは考えさせてもらいたいと思います。

以上です。

#### ○井上敏文議長

8番西原議員。

#### ○西原好文議員

すみません、何度も。基本、農道というのは農作業の車が結構止まる率も多いんですよね。東分～下惣線を町道にしたばかりに、農業者が車を止めていたら苦情等が出ないように配慮も必要だと思うんですよ。新渡～上惣線については白線の外側にある程度車が止まれるようなスペースまで準備していただいております。あの路線については何ら農作業をされる方にとってはいろんな支障あたりは出ていないんですけど、今現在あそこに農作業されている車が止まっていたら、やっぱりよけて通ったりしないといけないので農業者との協議をされたりなんかして、スペースを設けるだとか、そういった配慮までぜひお願いしたいなということです。

#### ○井上敏文議長

山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

今とっても大事な御指摘をいただいたと思っております。おっしゃるとおりです。農道を町道にするからといって、もろ手を挙げて総員賛成ということには正直ならないんじゃないかなと思います。

おっしゃったように、のりがついているところを擁壁で立ち上げたりする必要が出てきたときに、じゃ、耕作の利便性はどうかとかいうこともありますし、農道ということで、今度また町道になると、当然いろいろ道路関係の規制も変わるのかどうかとか、農道だから、恐らく農作業のための車両も止めておられたりしています。ところが、今回、いや、ここは農道なのに、それを勝手に町道にして、今までできとった農作業ができないようなことがあるかと、実は結構大変ないろんな調整が必要なんだと思うんですね。

だから、あんまり簡単に考えちゃいけないというふうには思っておりますけれども、まず、一番最初のスタートとして町道認定をさせていただいて、そういうところをしっかりと調整をした上で個別の事業はやっていかないといかんと思っています。

以上です。（「了解です。私は」と呼ぶ者あり）

#### ○井上敏文議長

10番田中議員。

#### ○田中宏之議員

今のことに補足ですけど、特に注意してもらいたいのが、今まで城ノ井樋から東分が町道ですね。それから、城ノ井樋から下惣までが農道ですよね。今回、東分から下惣までが町道になるということね。田んぼの造りから考えると、特に城ノ井樋から下惣までが今農道ですが、町道に今度昇格する。そこに真っすぐ田んぼから穀物を入れるようになってるわけよね。それから、城ノ井樋から東分まではあそこにじゃんじゃん車を止めんでよかわけ。あつちは田んぼが東西なっているもんね。東西になつとるけん、道は南北の道に車を止めたりして作業はするわけ。ただ、今回町道にする城ノ井樋から下惣までは田んぼが南北になつとるわけ。だから、あその道は特に利用するわけよね。だから、その辺をしっかりと検討してください。

#### ○井上敏文議長

山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

重ねて大変ありがたい御指摘をいただいたと思います。今回一般質問でも会計年度がどうか、総合職と一般職とか、そういう話をしましたけれども、単純に認定して工事を発注するということだけじゃなくて、そこから先に本来我々がやはり意を用いてやらんばらんところがあるんだと思います。そういう意味では、先ほど両議員から御指摘いただいたことは、こ

れから具体的な事業を計画するに当たっては決して忘れてはならない点だというふうに認識をいたしました。ありがとうございました。

**○井上敏文議長**

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分に審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第29号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第6 議案第30号**

**○井上敏文議長**

日程第6．議案第30号 令和6年度江北町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を求めます。西原議員。

**○西原好文議員**

総務常任委員会に付託されない議案についてはぜひ聞いとかなないと、委員会付託になったら、私どもが協議できないものですからお伺いいたします。

事業説明書の中で聞きたいんですけど、事業説明書の4ページ、事業説明書の中で、一つは総務費の総務管理費の企画費で上がっている地域振興課の事業の件です。

まず、順を追って2問聞きます。議長、2問までと言われているので。

**○井上敏文議長**

はい、2問に絞ってください。

**○西原好文議員**

まず、全体的なこと。今回246万7千円の増額。当初300万円の事業計画の中で大体30万円の10件というような、一番最初から。何でこういうことを言うかというたら、私、実を言えば、当初の審議委員の中に入っていたんです。当時は利用者が確かに少なかったです。300

万円の予算も年間使われるか使われないかというようなことでスタートしたんですけど、今年度は大幅に増額になっております。倍まではいかないんですけど、300万円の予算が546万7千円。今回の5年度の決算の中でも大分増えたというのは分かるので、こうやって増えたのなら、当初予算のときに本来であれば見直すべきじゃなかったかなというふうなこと、全体的なことをまず。

それと、内容を見て言わせていただくと、2番目に、江北町カヌー愛好会のカヌーイベントとありますよね。これは町長と水川町長さんが優雅に六角川でカヌー体験をされたというのを一般質問の中でも出ておりました。私はとんでもないことだとずっと思っていました。六角川の怖さを知らない2人が笑い合っただけのカヌーの体験をされていますけど、六角川で死亡事故も昔は発生しているんですよ。

何でこういうことを言うかといったら、大潮の満ち引きのときにそういった事業をすれば、必ず事故が起きます。何でかという、自分らでも小さいときから経験があるんですけど、大潮のときに福富側に絶対渡るなという親からの言い伝えがありました。対岸にたどり着けんぞという言い伝えがあったんですよ。そんだけ潮の流れが速いんです。

実際どういう体験をされるのかなというようなことで、今度大町がカヌーのそういったイベントをされるということですけど、何か事故が起きてからこの事業に取り組んだのが大失敗だったと言わないようなことになればいいなと危惧するところがあって、先日、琵琶湖で50名の方が遭難に遭ったというようなことが出ていました。琵琶湖みたいに海みたいに広いところで波が立つという分かるんですけど、全員が無事生還されたということでしたが、ああいうふうなイベントのときに、あれはどっかの大学のサークルがカヤックの体験をされたというようなことでニュースで話題になりましたけど、やるなとは言いません。ただ、六角川の危険性を熟知した上での事業なら私は大賛成なんですけど、そこの潮の流れだとか、満潮干潮の時間帯とかいうのを熟知した方がちゃんとしてされるものなのか、そこら辺の事業内容をよろしく願いいたします。

#### ○井上敏文議長

山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

まず、西原議員に申し上げたいのは、優雅にというのは西原議員の印象だったと思います。それをもって私自身が優雅にやっていたかどうかというのは別だと思えますし、あまり軽々

にそういうことはおっしゃらないほうがいいと思います。というのも、今回、川の学校という、それこそ六角川をよく知る方たちの監督の下に私は体験をさせていただきました。優雅に泳いだなんということは一言も言っておりません。水川町長がどう言われたかは分かりませんがね。私はやっぱり川をよく知る機会になったというふうには申し上げたと思います。

というのが、川の学校の皆さん方の考え方は、そういう事故もあったりするものだから、川は危険だということで今まで遠ざけてきてしまったがために本当に川の恐ろしさを知らないまま何かがあったときに事故につながるようなことがあるから、そういう意味で、川に親しむという意味は多分川をよく知るという意味だというふうに私は解釈をしたものですから、ですから、私も体験をさせていただいたところでありまして。私が今回体験をさせていただいたことが事故を助長するような言い方はぜひやめてもらいたいと思います。そういうつもりでやっているつもりはありません。そこは恐らく深く関わっておられる酒井議員も同じことではないのかなと思いますので、そこは後でぜひ意見交換をしていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

ですので、最初は大反対とおっしゃりながら最後は大賛成と言われたので、今申し上げたような趣旨で今回も開催をされるというふうに聞いておるものですから、最終的に反対されるのか大賛成されるのか分かりませんが、趣旨はそういうことであります。

それと、地域活性化補助金についていえば、新型コロナの4年間を経て、また、町制70周年記念も経て、地域活性化補助金そのもののルールが少し曖昧になっているということは御指摘のとおりだというふうに思います。

そういう中で、今回9月補正予算で新たに予算をお願いしておりますけれども、やはりそれに当たっては一定のルール化が必要だというふうに思っております。これについては多分また担当課長からも御説明が委員会の中であるかもしれませんが、やはりどうしても実施時期であるとか熟度の関係から、一度にあらかじめ全てを募集するということがなかなか難しいです。実施主体も各区が中心になっているものもあれば、区以外のものもあります。なので、いわゆる各区のくくりの枠とそれ以外の団体のくくりというようなことであるとか、第1期と第2期に分けるとか、さはさりながら、キャップとしては総額については一定の規制をしないと、やはりそういうルール化を行った上で、今回は特にそういう各区というよりはいろんな関係団体からの応募がありましたものですから、区のほうを先に全部決めてしまったので、各団体のやつはやりませんということは地域活性化という観点からは町と

しては大変惜しいものですから、そうした一定のルール化をさせていただくという条件の下に今回提案をさせていただいたということでもあります。

個別の事業の賛否についてはまた御意見賜ればと思います。

以上です。

#### ○井上敏文議長

8番西原議員。

#### ○西原好文議員

町長、B&Gにカヌーの艇庫があったのは御存じですよ。今回、代表監査委員さんから町の備品の処分についての指摘もされておりました。私も同感だと言ったものの、これは経過があるので、はっきりしたことかどうかわかりませんが、あそこにもB&Gのカヌーはたくさんあったんです。いつの間にかなくなってしまっていました。その行き先を尋ねたときに、艇庫については財産から切り離したということでしたけど、私どもに何の説明もなかった、本当になかったんですよ。何で私が不思議に思ったかというたら、ある家庭の倉庫の2階にB&Gと書いたカヌーが載っていたんです。それを見たときに私はびっくりしたんです。これはまだあそこの艇庫にカヌーの入っている時期ですよ。

ですから、そういったことがあって、うちは新堤でカヌーに大々的に取り組んでたんですよ。カヌーを取りやめてしまって、あそこの艇庫自体が屋根なんかは穴だらけになっていて。だから、カヌーの愛好家というのは何名地区にいらっしゃるかどうかわかりませんが、そういった時期を経ているから、私は今さらあえてカヌーですかというような考え方も確かにあります。

ただ、今、町長が言ったとおり、川を楽しむということは分からないことないです。ただ、私もコロナの時期に、名前を上げたら申し訳ないんですけど、趣味が一緒ですので、コロナであまりできないので、毎週のように土日に六角川に漁に行っていました。やっぱり大潮のときには注意というか、今日は潮の大きいからやめようとか、そういったことがあるわけです。船外機がついた船でさえ遭難したりするんですよ。何でかいうたら、機械の調子が悪くなったら外海まで投げ出されるらしいですね。そういった経験があるものですから、私は六角川は怖い川ですよ。それは牛津川についても一緒ですよ。ただ、川でいろんな体験をされるのであれば、やっぱりそういった船の所有者だとかといった方と一緒にですね。それと、私どもは若い頃から精霊流しを六角川でしていました。ですから、いろんな経

験をした上での意見ということで。ただ、あのとき同僚議員が写真に出たときには、にこやかに笑っている写真だったから私は言ったんです。だから、そういった経験の下で今質問していますので、これは参考になるかどうかで。

それと、議長、2問目いいですか。

**○井上敏文議長**

はい、2問目に行ってください。

**○西原好文議員**

野口地区の「風（かざ）とおや」ですね。うちの町も風祭りがあります。町長も今回、惣領分地区は前の日あるもんですから、次の日は風とおやに行くというふうなことでしたけど、風とおや、私たちの区は多面の予算を使って、指導者だったり、そういった子供たちに水分補給をするぐらいの予算は多面のほうから出しているんですけど、この野口地区の風とおやに28万円出ております。風とおやなんかは今までついたことがないし、基本どういった事業内容かなというようなことで、この事業説明書の中に決算のときにつけてもらっているような主要施策の中にあります、今回の一般会計の決算の資料の中に、同じく事細かにその事業の地域活性化の補助金を使用された内容がずっと各事業ごとに説明が出ております。できればこういう資料を出してもらえば、一々こんなに聞かなくてもいいかなと思ったんですけど。総務管理の企画費の中に、44、45ページの2ページにわたって説明文が上がっております。こういうふうに説明があればいいんですけど、今日補正で246万円上げて金額だけ事業説明に記載されていても、私どもも次の委員会付託になったときに内容が分からんところが多々あるもんですから、今回聞いているわけです。

そういった申請の折にどういった内容だというのが分かれば、よければ教えていただきたいんですけど、どうでしょうか。

**○井上敏文議長**

地域振興課長。

**○地域振興課長（宮本大樹）**

西原議員の御質問にお答えします。

まず、カヌーについてなんですけれども（発言する者あり）風とおやのことですね。（発言する者あり）分かりました。

今回補正の分で詳細を書いていない部分がございますので、資料として後ほど提出させて

いただきたいと思います。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

すみません。先ほど西原議員がB & Gの艇庫のお話とかカヌーのお話をされましたけれども、いずれについても私が就任以前のことでありましたものですから、今おっしゃったこと  
の事実は別として、私自身が関わったことはありませんが、そういう経過は私も聞いたこと  
があります。私も個人のどこにあるかは知っています。だから、そういう意味では、公私の  
区別があまり曖昧にやはりそういうことをしちやいかんなどと言いましたけど、ただでそろえ  
きれていた分、やはりそういう管理とか維持とかがやっぱり適切にできていなかったんじや  
ないかなというふうに私自身は思っております、就任後からは決してそういうことがない  
ようにという意味で管理はさせていただいているつもりですけれども、おっしゃるとおりで  
す。

カヌーも今はどこにあるか分からないというか、こがんところにあるということも知って  
はおりますけどですね、それはそれとして。今回カヌーというか、やはりみんなが川を知ると  
いう趣旨での事業だというふうに私自身は理解をしております。御紹介したように、10月20  
日に六角リバーフェスというのも開催されるようですから、ぜひそういうのにも足をお運び  
いただければと思います。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

7番池田議員。

**○池田和幸議員**

この件について関連です。

私も西原議員の後に審査委員も経験をしまして、説明書の目的、概要の中の3行目に、事  
前申込みの一次締切りを3月、二次締切りを5月とされています。昔は4月以降に締切りを  
していたんですよ。そしたら、年間のスケジュール的に間に合わないという形でこの2段階  
締切りになったと思います。それは分かります。分かりますけれども、2段階締切りで、先  
ほどのことじゃないですけど、倍近くの補正を上げるというのは全くおかしいと思います。

先ほど西原議員のほうも言いましたけど、例えば、当初予算で500万円ぐらい上げていれば、そんなことはなかったんじゃないかなと私も思いますけれども、ただ、この場で募集が多かったからじゃなくて、募集は締め切ることはできるわけですよ。その辺は何でそういうふうにならなかったのかなと不思議に思います。

それと、財源は全てふるさと応援基金からの繰入金です。これが一般会計やったらとんでもないですよ。その辺の予算の組み方が私はおかしいんじゃないかなと思いますけど、その辺どうですか。

**○井上敏文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

先ほど申し上げたように、なので、やっぱり一定のルール化をきちんとせんといかんと思います。

見ていただくと、採択済みのやつは各区でされていることが多いんですよ。これはやっぱり3月に区の総会があったりして、その中で令和6年度の事業として上げないといけないということもあって、定例の区長会の中でも早めにそこはさせてもらえるかどうかを知りたいというようなことがあるもんだから、この時期になります。ただ一方で、関係団体になると、総会が大体5月とか6月ぐらいにいろんな団体でも事業を決められます。

どっちが先かみたいな話になるわけですけど、やはり総会の中で今年度はこういう事業をやるというのを決めないと、なかなか申請ができないとか、やはり事業実施主体によって、そのタイミングはやっぱり違うということも、今回、ある程度考え方としては整理ができたというふうに思っておるものですから、繰り返しになりますけど、やっぱり一定のルール化でキャップをはめてということにしておりますし、おっしゃるとおり、財源も一般財源ということじゃなくて、これはやっぱりふるさと応援基金を使わせていただいて地域活性化に資するということも含めてルール化をせんばかなというふうには思っています。

以上です。

**○井上敏文議長**

7番池田議員。

**○池田和幸議員**

募集要項の中に補助の対象となる事業に新たな地場産食品の発掘や開発などに資するとい

うこともあります。この中にこういうのは何も入っていないですね。だから、今、町長が言われたように、内容を検討し直す必要があるんじゃないかなと思います。そうしないと、やはり乱立みたいに思います。昔はもっと厳しかったです。だから、この辺はお金があるから出してくれているんじゃないかなという危惧もします。その辺はお願いしたいんですけど。

#### ○井上敏文議長

山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

おっしゃるとおりだし、今回、実は予算を提案させていただくに当たっては担当課のほうにもそういうふうな指示をしておりました。今回、そういう条件の下にお願いをしないといけないよねと。これだけ集まったから、これだけお願いしますということじゃだめだよと。

実際はもっとたくさん応募があったんですよ。それは一定審査もさせていただいて絞り込みはさせていただいていますけれども、繰り返しになりますけど、やっぱり一定のルールが必要だと思います。

今常任委員会に間に合うように基本的な考え方をやっぱり整理をさせていただいて、そこはお示しをさせていただいたほうがいいなというふうに思っております。

以上です。（発言する者あり）

#### ○井上敏文議長

1 番酒井議員。

#### ○酒井明子議員

鳥インフルエンザ対策事業について質問なんですけれども、毎年、各場所に設置をされていますマットなんですけれども、事業説明書7ページになります。

発生させさせないために対策としてはとても大切なことなんですけれども、例えば、靴底を消毒するためのマットなんですけれども、こちらのマットをみんなの公園や小さいお子さんがいらっしゃる場所に設置する場合、やはり鳥インフルエンザを予防するための対策なんですけど、もともとのマット自体のお子さんに対する危ないものという認識というのはあるかと思ひまして。やはり小さいお子さんというのははいはいしたりとかして、ああいう場所だと、手でばちゃばちゃして、結局、お水と同じ扱いをするお子さんたちがいらっしゃる場所なんですよね。なので、同じ対策でいいのかと思ひまして、その辺の対応をどうにかならないのかと思ひますが。

**○井上敏文議長**

地域振興課長。

**○地域振興課長（宮本大樹）**

酒井議員の御質問にお答えします。

鳥インフルエンザ対策ということで靴底のマットを大体町内22か所設置させていただいております。場所によっては、小学校であったり、保育園とか、もちろんみんなの公園とかにも置かせていただいております。小・中学校、保育園についてはマットを置くことで蹴つまずいて危ないというような御意見もございましたので、注意喚起の看板をすとかといったところで対応させていただいております。

みんなの公園が乳幼児が手をついたりというところがありますので、そこについては施設管理者の方とお話をした上で、どこの場所に置いたほうがいいのかという話をさせていただきたいと思っております。

以上です。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

よろしいですか。

ほかに。8番西原議員。

**○西原好文議員**

すみません。あと2つお伺いします。

事業説明の中の次の5ページ、カモ被害の対策事業の中で、今回また鳥よけテープだとか、黒マルチ、防鳥テグスだとか、園芸用支柱というようなことで上がっております。これは前回そういった園芸用支柱あたりを立てて黒いビニールを使うことによってカモの飛来を防ぐというようなことで、各農業者の方に募集というか、どのくらい必要ですかというようなアンケートを実施されていて、聞くところによると、出した数があまりにも多過ぎて行き渡らなかったというような苦い経験があると思います。

今回この補正によって50万円ほどの補正が上がっておりますけど、いろんな事業についての農業者からの要望あたりを聞かれての実施なのか、1つお願いいたします。

それと、次、8ページの八町制水門の維持管理についてですけど、古川の河川は県河川です。今回、八町制水門の不具合というか、転倒ゲートについてはアルミの工事が大々的にされてよくなったんですけど、それを作動する油圧ホースが1回不具合を起こし、修理した後

にまた再度反対側が不具合を起こしたということですが、今、この制水門については町のほうに移管されているというのを聞きます。ただ、これだけの大がかりな制水門ですから、これから先、維持管理をする中で、県がやる修理あたりの高額になる費用と町ができる費用というのがあると思うんですけど、そこら辺のすみ分けはちゃんとできているのか、よろしくお願いいたします。

#### ○井上敏文議長

山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

八町制水門のほうを先に言わせていただきますけど、先ほども言いましたけど、結構タダでできたやつとか安くできたやつに対する我々町としての財産としての認識とか、やはりその維持管理ということの意識が少し低かったんじゃないかなと思います。例えば、新渡大橋とかですね。あれも農道橋として江北町ではなくて県の事業でやってはもらったんですけど、当然その時点から、できた後は町に移管されるというのは分かっていたんです。だから、その後の維持管理も、あそこも大規模に修繕したりすると多額の予算が必要です。だから、できるときは安くても、それを実際我々は財産とするからには、その後の維持管理をやっぴり考える必要がある。当然その上でのいろんな判断はあったかと思いますがね。

先ほどのB&Gも一緒ですよ。B&G財団が体育館などただで建ててくれたからこそ、自分のなかなか懐が傷んでないだけに、その後、どこまできちんと大切にできていただろうかということなんですよ。

この八町制水門も県でやっていただいて、特に私が就任直後に大きな改修が必要でありますと、多額の費用がかかりそうだったんですよ。それで県にお願いして、県のストックマネジメント事業でやっていただいたのはよかったんですけど、結局、その後のきちんとしたメンテナンスということまで我々が想定できていなかったものですから、かつがつ古くなって故障すれば、止まる、また、油が流出する、これが全部セットで対応しないといけないようになっていたものですから、本当に地元の方たちには御迷惑もおかけしました。

ということで、これからはきちんとメンテナンスするためにもやっぱり点検もしていこうということで今回予算は計上させていただきました。基本的には造っていただいたのは県ですけれども、その後のメンテナンスはやはり町でしっかり対応していくべきだというふうに認識をしております。

以上です。

**○井上敏文議長**

地域振興課長。

**○地域振興課長（宮本大樹）**

西原議員の有害鳥獣対策協議会負担金の御質問についてです。

要望を取ったのかということでありますけれども、7月の農談会で調査票を配付いたしまして要望は取っております。

今回の申請につきましては50件上がっております。このうち新規の農家の方が15件といったところを考えると、昨年度行き届かなかった分、御迷惑をかけた分というのは今年度再度要望されているものと考えております。

なお、今年度50農家から申請が上がっておりますけれども、この分については補正予算内で対応が可能と思っております。

以上です。

**○井上敏文議長**

8番西原議員。

**○西原好文議員**

今回カモの被害対策事業の中に載っていないんですけど、今アナグマ、アライグマ等の捕獲器の貸出しをされております。先日、私どもの区の草刈り事業のときに実は役場にアナグマ、アライグマの捕獲器を借りるようにしたと。したのはよいが、後の処理はどうすればいいかと言ったら、いや、その捕まえた動物についてはそちらで処分してくださいというようなことを伺ったって。哺乳類を自分たちで殺せと言われて、なかなかそれはできないから、もう断ってしまったということなんです。

やっぱり平地で今これだけアナグマ、アライグマが発生して、うちの区のお願いをされた方も、トウモロコシ、カシウリ、ウリあたりが全滅したということです。何人か聞いておられたら、うちもよ、うちもよというようなことでしたので。

その処分についてできないのかと、実際私は佐古課長代理に聞きました。いや、それはですね、借りていかれた方が処分してもらうようにというようなことで聞いたので質問していかどうか迷ったんですけど、やっぱり捕まえた動物については、猟友会あたりをお願いをして、それは費用が幾らかかかるかもしれませんが、山手のほうは捕まえて写真を撮って

処分代というのが払われているというのを聞きました。ですから、わな貸して、わなをセットまでは分かるんですけど、その処分については今後検討できないものなのか、そこら辺が前向きに検討できるものなのかですよ。捕まえたものを私も実際見ましたけど、うわって言うくらい大きいですもんね。それを個人で殺してと言うとよくないですけど、処分するのに本当にその方に一任というか、任せるのじゃなくて、そういった猟友会の方に幾らか手数料はかかるかもしれませんが、そこら辺の補助は考えられないのか。今回補正に上がっていませんけど、関連で申し訳ないんですけど。

**○井上敏文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

実は役場職員の中にも、例えば、ため池にアナグマで呼ばれて行って、最後のまさに何ていうんですかね、止め刺しというんですか、刺すんじゃないで、そういうことをさせられたというか、せざるを得なかった職員もいます。多分、基盤整備課の職員、大体順番ぐらいで回ってやってくれているんじゃないでしょうか。だからといって、じゃ、職員がというのも正直やっぱり違うと思うんですよね。

だから、自分じゃなくてほかの人ということ、そういうふうにはおっしゃっていないと思いますけど、やっぱりその仕組みというか、私もずっとそういうことを職員にさせるというのも非常に忍びないので、せっかく今回そういう御質問をいただきましたので、そういう処分の方法というか、また、猟友会の方もやっぱり四つ足だけとかいろいろ、そりゃそうだと思います。どなたもやっぱり生きるものを、いかに有害鳥獣とはいえ、やっぱり自分が手をかけないといけないというのはなるべくなら避けたいことだと思うんですよね。

だから、そこは目をつぶらず、やはり町としてどんなことができるかというのはぜひ考えさせてもらいたいと思います。ありがとうございます。

**○井上敏文議長**

よろしいですか。

ほかに。7番池田議員。

**○池田和幸議員**

常任委員会の総務のほうに回ってくるとは思いますけれども、1つだけ聞きたいと思います。

説明書の1ページ、防犯カメラの設置補助金に関してですけれども、白石の防犯協会の補助金を活用して、石原、新町、原宿3区合同でカメラの設置に向けて今進んでおります。

その後に6月の区長会ということで書いてあります、町単独で同様の補助をするということと書かれてありますけれども、この同様の補助というのが対象経費の2分の1だけのことなのか。何を言いたいかということ、防犯協会の補助を使うのに書類関係も結構大変なんですよ。今回町単独の補助ということであれば、一般的に考えた場合、防犯協会の書類等はないわけですよ、その辺の後からされているので。

一つは上区からもあったんですけど、上区はもしよかったら一緒にできたんじゃないのと言われたんですよ、我々と、3区と合同で。合同で2基つけるとか、そういうのを言われましたので、その辺を行政のほうから私たちは一切話を聞いていませんでした。上区のこととか平山のことではですね。別にそれは知る必要はないかも分かりませんが、もしあれだったら、そういう上小田地区で3基つけるとか、何かそういう考え方もできたんじゃないかなと思いましたので、同様の補助をするという意味がよく分かりませんでした。その辺分かればお願いします。

**○井上敏文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

また課長のほうからも補足しますけれども、今回の経緯を考えれば、先に検討をしていただいたいの石原、新町、原宿の皆さん方が、結果的に後から手を挙げてこられた区に比べて補助の割合が低いとか、補助が思うように出ないとか、事務が煩雑になるとかというようなことはないようにするというのが全ての大前提で今事業を予定させていただいておりますので、今、課長に確認しましたがけれども、決して町単独の補助金のほうでやるから事務が簡単になるということもないということだそうです。

それと、上小田で3地区、町でつくるんだったら多分そういう考え方をするんですけど、そこはぜひそれぞれの主体でお互いの情報の中で、そんなら、うちはここにしようかというのはぜひ、そういう動きがあればなお好ましいなというふうに思いますけど、なかなか町でこことここということではないもんですから、そこは少し御容赦いただければなというふうには思います。

**○井上敏文議長**

7 番池田議員。

#### ○池田和幸議員

3 区の区長さんと話をしている中で、今回つけようとするところが上小田地区の町道につけるわけですよ。そしたら、上小田地区の町道だから、別に 3 区だけが払う必要はないんじゃないかと。結局、半分は区で払わないといけないんですよね。そういうことを区長さんが言われたわけですよ。そしたら、上小田地区だったら、3 区以外にもあそこを通られるだろうと。分かりますか。そういう話になったわけですよ。

だから、自分たちは、最初にあそこが一番交通量が多くて危険な場所だし、車のタイヤの盗難とかもいろいろあっているわけですよ。だから、あそこにつけようということだったんですけど、だんだんこういう 3 人も区長さんが寄れば、いろいろな案が出てきましたので、そういう意見がありましたということで、一応今順調に進みはしていますので、今後実施されるときはやはり少し統一感を持って、今、町長が少し言われたんですけど、そうしないと、やっぱり後味が悪いようになっていましたので、一言言わせてもらいました。

以上です。

#### ○井上敏文議長

答弁必要ないですね。（「はい、よろしいですよ」と呼ぶ者あり）

ほかに。8 番西原議員。

#### ○西原好文議員

すみません、時間がたっているのに、事業説明の 2 ページでちょっとだけお尋ねします。

今度さわやかスポーツセンターとネイブルに空調の工事をしていただけるように先に進んでおります。

そこで、空調の方式等でネイブルについてはハイブリッド型のパネル方式、さわやかスポーツセンターで天井のつり下げ型ということですけど、さわやかも結構天井が高いです。何でかという、あそこはバドミントンをされる方を基準にして天井があれだけ高いと思います。実際バドミントンのコートが線を引かれておりますけど、つり天井にしたときに物すごくコスト的にかかるんじゃないかなと思います。

私は何でこういうことを言うかといったら、ここ最近、暑いもんですから、よその町の施設を借りてクーラー施設のところで練習をさせてもらっているときに、何か所かは縦型の壁にぱっと箱型を設置される場所もたくさんありました。

どっちが安いかなというようなことを考えたときに、あのさわやかな天井に結構な個数が必要と思うし、これだったら、縦型のほうがましかなというような気もしたので、そこら辺の縦型との比較あたりはされたものなのか、一方的に空調の方式となって出ていますので、せっかくだらう計画で行っているものですから、そこら辺の協議がなされたものなのかですね。安く上がれば、そっちのほうがいいんですけど、効率的に修理したりなんかするときにはまた足場を組んでどうのこうのと。今電気についてもLEDに全部交換していただきました。本当に明るい施設の中で練習できているんですけど、今度空調の整備をしてもらうのも最初で最後ですよ。ですから、後のメンテナンスあたりを考えられた計画なのかなというようなことで1つだけお尋ねです。

**○井上敏文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

今御指摘のとおり、今回9月補正予算でお願いをしているのは既に設計を行っている単価の改定と。だからといって、全くこれから変更の余地がなくはないんだろうと思いますけれども、少なくともここに至るまでには、イニシャル、ランニング、また、実際災害があったときの燃料の確保であるとか、また、空調の効率であるとか、そうしたことを総合的に評価をした上で今回方式も決めさせていただいて設計もし、そして、いよいよ発注をするためにその単価の改定をさせていただいていると。実際、ネイブルとさわやかスポーツセンターでは、検討の結果、やっぱり空調の方式も違っているんですよ。ですから、そこでお含みおきいただければ、そうしたことの中では、今おっしゃったこともここまで当然考慮した上でこの事業であるというふうに御理解いただいていると思います。

以上です。

**○井上敏文議長**

8番西原委員。

**○西原好文議員**

大変失礼ですけど、さわやかは2階までの全面ガラス張りなんですよ。今回、江頭議員が小・中学校の体育館にというような御提案をいただいているんですけど、小・中学校については暗幕があります。私が行った施設も大体夕方になれば全部暗幕を引いた上でクーラーなんですよ。直射日光が当たっているところでクーラーをががが効かせるんじゃなくて、

一つの方法だと思うんですけど、暗幕あたりの計画をすれば、ちょっとでも直射日光を避けて効率的といいますか、そういったことにつながるんじゃないかなと思っていますので、そこら辺の検討もできればよろしく願いいたします。

**○井上敏文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

今大事なことをおっしゃっていただいたんじゃないかなと思います。というのが、今年の7月やったかな、大牟田市に行ってきたんですよ。うちでいうとネイブルのような大牟田市の施設に、今年の4月にオープンをしたそうで、オープン直後でした。ここはもともと空調は入っていたんですけど、うちでいうと、輻射式と似たような方式だったんですよ。おっしゃるように、特に何か鉄筋コンクリートのマンションみたいに断熱性抜群みたいなことでももちろん体育館もできているわけじゃないものですから、もしかすると我々がイメージしている空調のきんきんに効いた中で、それこそ寒いぐらい冷えているというような冷え方ではなくて、熱中症の対策であるとか、やはりそういうこの厳しい暑さをしのげる空調なんだという認識は持っていないと、それぞれの御自宅のように超快適、温かいものでも食べたくなるようなことには多分ならないんだろうなと。最新鋭の施設であっても、おっしゃるように構造上の原因というかな、要因とかいろいろあると思いますので、そこはぜひ皆さん知っておいていただいたほうがいいなというのは実際行ってみて思ったことでありますので、ぜひそこは御承知おきいただきたいと思います。

**○井上敏文議長**

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに。2番古賀議員。

**○古賀里美議員**

今回の補正予算で485万円のうちの276万5千円という事業説明3ページの手話言語コミュニケーション事業の内容説明を少し詳しく教えていただいていいですか。

**○井上敏文議長**

健康福祉課長。

**○健康福祉課長（一ノ瀬和義）**

事業説明の3ページにあります。ワークショップを通じて障害の有無や性別の違いなど

を認め合うインクルーシブというような形で書いてありますが、内容的にはフォトセッション、これは小学6年生を対象にしたフォトセッションであります。それと、手話体験のワークショップ、これを11月に予定しております。

それと、年明けた2月に、トークセッション、手話体験、写真展ということで、フォトセッションで撮った写真の写真展であったり、手歌といいまして手話を交えたような歌の表現であったり、そういう体験をしてもらうことを予定しております。

内容的には以上です。

**○井上敏文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

事業の内容についてまだ御不明な点があればぜひ追加で御質問いただきたいと思っておりますが、先ほど古賀議員が言われた485万円の補正の中でと言われたのは、485万円しか今回補正してないのに、そのうちの270万円も使ってというふうにもし思っておられるとすれば、それは誤解です。何でかというと、歳出と歳入の差引きがトータルで485万円プラスになるというだけなものですから、歳出予算は提案理由を見ていただければ分かると思えますし、先ほどありましたとおり、例えば、八町制水門であるとか、野菜の安定化であるとか、鳥インフルエンザであるとか、歳出の予算だけでいけば485万円と言わないぐらいの事業をやるわけですよ。ところが、人件費の減額補正をする必要があったものですから、全体と見れば差引きが485万円というだけなので、485万円のうち270万円も使ってやるものなのかと思っておられるんだしたら、そういうことではないですよというの、いや、今さっき485万円のうちとおっしゃったので一応念のために申し上げます。

以上です。

**○井上敏文議長**

2番古賀議員。

**○古賀里美議員**

すみません。私、フォトセッションというのがよく分からなかったんですけど、このフォトセッションの様子がありますよね、これは卒業記念に何かされるというのが、1人ずつ写真を撮って、そういうことを細かに教えていただきたいなと思えます。

**○井上敏文議長**

健康福祉課長。

#### ○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

ただいまの質問のフォトセッションですけれども、手歌の中の表現でいろんな表現の方法があります。障害者の中でもいろんな障害者の方、視覚障害者の方は声を出せるんですけれども、聴覚障害者の方は、声は出せない。そういう中で表現で表すというようなところでですね。このフォトセッションですけれども、暗くした部屋の中に白い手袋の指先のところにLEDのライトがついたものでいろんな表現を出したところを写真で写すというような形になります。

3ページについておりますけれども、カメラのシャッター時間を長くすることで、こういうふうな流れたような形に表現ができると。歓喜の表現であったり、いろんな表現をすることで、これを小学生が体験して、2名なり、3名なりの写真を撮って、それを記念としてお渡ししたいと考えております。

#### ○井上敏文議長

山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

我々健全な者は、例えば、音楽を楽しむというときにやっぱり耳でいろんな情報を得て、それに感動したりするわけですよ。ところが、やっぱり耳が聞こえない方たちにとってこの音とか音楽というものを自分なりに表現するというと、やっぱり音では表現できない、伝えられないわけですよ。それを今度はそういう手話、手歌ということらしいですけれども、耳の情報をそういう目の情報に映して、それを表現するというのがこの手歌ということだそうなんです。言ってみれば、口で合唱するのではなくて、手を動かすことでみんなと一緒に歌を歌うというのがこの手歌だそうなんです。当然その手歌のやり方には人それぞれの個性も出てきますし、声が違うように、イントネーションが違うように、それを子供たちに体験してもらいたいということで、それを暗くする中で撮ると、自分が手で音楽をどんな表現したかということが自分なりに記録として残るものですから、言ってみれば、卒業の記念に自分の声を録音するのと同じように、自分の手の声というんですかね、何と云ったらいいんですかね、うまくまだ見つけきれませんが、そうしたものを記念にしてもらおうということでもあります。

恐らくこれから卒業して社会に出ていく中でいろんな人たちと接して、また、その中で生

きていくということの中で、やはりみんな聞こえている、聞こえていなければ何も楽しめないということではなくて、それを今度ほかの表現でしていくということの大切さをぜひ身につけてもらえたらなと思っております。

以上です。

**○井上敏文議長**

2番古賀議員。

**○古賀里美議員**

すごくいい企画だと思います。

最後に、1つ確認なんですけど、先ほど一ノ瀬課長が3人の方と言われた、これは全員卒業生一人一人にするのではないんですか。

**○井上敏文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

3人1組で合唱じゃないですけど、撮るのは全員を撮らせてもらうということです。

（「はい、分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第30号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第7 議案第31号**

**○井上敏文議長**

日程第7. 議案第31号 令和6年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

## ○西原好文議員

議案説明の折に、この臨鉱ポンプ等の基金の運用益が発生したことの予算の変更だというようなことで説明がありました。今日、こうやって証券の資料までつけていただいております。

せっかく会計室長お見えですので、この仕組みというか、そういったのを教えていただければ、新人議員さんたちも分かるんじゃないかなと。私どもは結構長年しているものですから、そこら辺でどの証券とどの証券を売却して運用益が出ましたというような感じで、その程度でいいですので、よろしく願いいたします。

## ○井上敏文議長

会計室長。

## ○会計室長（山崎久年）

それでは、西原議員の御質問というか、説明をとということですので、説明をさせていただきます。

一応お手元のほうにA4判の横長の資料をお渡しさせていただいております。

令和6年度に関しまして、債券の入替えを左半分の4月、それから、右半分の7月、2回行っております。

4月のほうに関しましては、第144回の国債、これは20年物、残存価格が約9年というふうになっております。額面が2億円、表面利率が1.5%、この分を下段の第188回の国債のほうに入替えをしております。下段のほうに関しましては、20年物で残存価格が19年——約20年ですね——額面価格は2億円と同額であります。

上段の売った債券の表面の利息は1.5%、これを下段の債券へ入替えをすると1.6%というふうになりますので、表面の利率が上がると。利息の安定的な収入が、若干ではありますが、安定的な収入を得ることができるというふうに思っております。

今回売買における上段の売却の単価のほうが105.862円というところが、今度買取りの単価に関しましては99.924円ということで、その差額と経過利息——受け取り利息と支払い利息がありますので、その分で上段と下段の差額が1,100万円程度、これが売却益というふうになります。

右に関しても同じような感じで、上段の2件の債券を下段の1本の債券に買換えをしております。この分1.7%の利息が1.95%と利率が増額になっております。これも当然売るとき

の債券が105円から買取りが100円ということで、その差額が5,500万円程度の売却益というふうなことで利息の増加ということで今回補正をお願いしております。

簡単ですが、以上です。

**○井上敏文議長**

8番西原議員。

**○西原好文議員**

本当に分かりやすい説明でありありがとうございます。

会計室長にお願いなんですけど、会計室長は臨鉦ポンプの審議のとき入っておられないと思うので、ぜひ臨鉦ポンプの審議のときには室長も入って、大体臨鉦ポンプの協議の中でこれだけ運用益が出ましたというような説明を受けるのが本当だと思うので、決算審査のときにはぜひ会計室長も入っていただきたいと思います。

この運用益を踏まえて現在の基金の残高は85億円ほどになっておりますけど、正確な金額は分かりますか。今の基金の残高。

**○井上敏文議長**

会計室長。

**○会計室長（山崎久年）**

それでは、再質問にお答えをいたします。

令和5年度末の臨鉦ポンプ基金の残高85億4,500万円程度あります。6年度、今回の利息を含めまして1億5,600万円の利息の積立てを行います。令和5年度からの繰越事業と令和6年度の取崩しの金額が合わせて1億3,500万円で、6年度末の見込みが85億6,600万円程度になる見込みであります。

以上です。（「ありがとうございます。了解です」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第31号は常任委員会に付託することに決しました。

ここで、先ほどの日程第3の議案第27号の質疑の中で健康福祉課より発言の修正がありますので、健康福祉課、よろしくお願いします。

**○健康福祉課長（一ノ瀬和義）**

先ほど田中議員のほうから質問がありました資格確認証の件なんです、マイナ保険証を持っていて申請によって資格確認証の交付を受けることができる方については、高齢者や障害をお持ちの要配慮をしないといけない人に今のところ限定をされているようなんですが、今後、国のほうでその範囲についてはまた示すというふうな形になっているようです。

以上です。

**○井上敏文議長**

よろしいですか。

そしたら、次へ行きます。

**日程第8 議案第32号**

**○井上敏文議長**

日程第8．議案第32号 令和6年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本は十分に審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第32号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第9 議案第33号**

**○井上敏文議長**

日程第9．議案第33号 令和6年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分に審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第33号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第10 議案第34号**

**○井上敏文議長**

日程第10. 議案第34号 令和6年度江北町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

**○西原好文議員**

すみません。事業説明の中で1点だけ。

これは上惣の公共下水の真空ステーションのポンプということでしたけど、不具合が分かったのは、音だとか臭いだとか、そういった原因になるものが分かったというのはどういう原因だったのか、分かればよろしく願いいたします。

**○井上敏文議長**

基盤整備課長。

**○基盤整備課長(武富和隆)**

西原議員の質問にお答えします。

この不具合につきましては、携帯のほうにメールで異常ということで届きますので、その確認ができて現場のほうに行ったという次第でございます。

**○井上敏文議長**

8番西原議員。

**○西原好文議員**

大変すばらしいなと今思いました。担当の方の携帯のほうに不具合の知らせが入ったとい

うことですね。

東分の中継ポンプのいろんな事故があったんですけど、担当の方の携帯のほうに不具合が出てすぐ対応できるというのは画期的ですよ。東分の中継ポンプについては何でできなかったのか、そこら辺が分かればお願いいたします。

**○井上敏文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

物は使いようだと思います。ここではちょっと、それこそ争いがあるからいろいろは言いませんけど、メールは来ても、そのメールにどう反応するかとか、やっぱりそこから何を読み取るのかとかという、やっぱり最終的にはヒューマンエラーのところのことだと思います。おっしゃるとおり、恐らく以前に比べればシステムとしては大分進んでいるというふうに思いますけれども、結局、最終的に使うのはやっぱり人だということじゃないかなと思っております。（「はい、了解です」と呼ぶ者あり）

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分に審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第34号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第11～第15 議案第35号～議案第39号**

**○井上敏文議長**

日程第11. 議案第35号 令和5年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定から日程第15. 議案第39号 令和5年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、既に決算特別委員会に付託し、審議することと決しておりますので、ここでの審議は省略したいと思います。

**日程第16 請願第1号**

**○井上敏文議長**

日程第16. 請願第1号 日本政府に核兵器禁止条約に参加・調印・批准を求める意見書を採択するよう求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。請願第1号については、会議規則第86条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

異議なしと認めます。請願第1号については委員会付託を省略することと決しました。質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○井上敏文議長**

起立少数であります。よって、請願第1号 日本政府に核兵器禁止条約に参加・調印・批准を求める意見書を採択するよう求める請願は不採択と決しました。

しばらく休憩いたします。再開は12時にいたします。

なお、常任委員長は議長室にお集まりください。

午前11時54分 休憩

午前11時58分 再開

**○井上敏文議長**

再開を12時としておりますけど、協議が整いましたので、審議を始めていきたいと思えます。

それでは、再開いたします。

休憩中に各常任委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。大島議会事務局長。

**○議会事務局長（大島浩二）**

それでは、今期定例会において、各常任委員会及び決算特別委員会への付託議件案について報告いたします。

令和6年9月定例議会委員会付託議件（案）

**○総務常任委員会付託分**

議案第26号 議案第30号 歳入全部 歳出のうち 款1 議会費 款2 総務費のうち総務政策課、町民生活課所管 款3 民生費のうち町民生活課、こども教育課所管 款4 衛生費のうち町民生活課所管 款9 消防費 款10 教育費 款12 公債費

**○産業厚生常任委員会付託分**

議案第27号 議案第28号 議案第29号 議案第30号 歳出のうち 款2 総務費のうち地域振興課所管 款3 民生費のうち健康福祉課所管 款4 衛生費のうち健康福祉課所管 款6 農林水産業費 款7 商工費 款8 土木費

議案第31号 議案第32号 議案第33号 議案第34号

**○決算特別委員会付託分**

議案第35号 議案第36号 議案第37号 議案第38号 議案第39号

以上になります。

**○井上敏文議長**

以上のとおり各常任委員会及び決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、明日の決算特別委員会の開会は9時30分です。よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時 散会